

記 録

令和 6 年 1 2 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 6 年 1 2 月 2 6 日 (木)

記 録

令和6年12月農業委員会定例総会議事録

令和6年12月農業委員会定例総会を令和6年12月26日（木）午後4時から日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（13名）

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 股野満男 | 2番 | 細川豪邦 |
| 3番 | 甲斐英教 | 4番 | 前川ふじ子 |
| 5番 | 平野直樹 | 6番 | 山本孝志 |
| 7番 | 海野善文 | 8番 | 鈴野浅夫 |
| 9番 | 治田健 | 11番 | 山本恵子 |
| 12番 | 黒木耕作 | 13番 | 池田慶子 |
| 14番 | 新名浩 | | |

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（15名）

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 15番 | 岩田政詞 | 16番 | 黒木義行 |
| 17番 | 橋口泉 | 18番 | 菊田泰徳 |
| 19番 | 佐藤力 | 21番 | 河野美紀 |
| 22番 | 黒木博 | 23番 | 海野茂実 |
| 24番 | 伊東松実 | 25番 | 溝口一文 |
| 26番 | 黒木藤市 | 27番 | 黒木敬治 |
| 28番 | 黒木豊喜 | 29番 | 山口佐知男 |
| 30番 | 児玉克朗 | | |

欠席委員（1名）

10番 松木親則

事務局出席者

| | | | |
|-------|-------|-----------|------|
| 事務局 長 | 北住英介 | 事務局 長 補 佐 | 柏田高宏 |
| 主 事 | 赤木なな実 | | |

農業畜産課

課 長 補 佐 濱地貴志

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

3番 甲 斐 英 教

4番 前 川 ふ じ 子

日程第2

- 議案第68号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第69号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第70号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第71号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について
- 議案第72号 非農地証明願いについて
- 議案第73号 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）（案）に係る意見聴取について
-
- 報告第58号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報告第59号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第60号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第61号 農地改良届について
- 報告第62号 農地用途変更届出について
- 報告第63号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

3 番

4 番

記 録

議事録

開 会 午後 16 時 00 分

議長 ただ今から、令和 6 年日向市農業委員会 12 月定例総会を開会します。
日程第 1 議事録署名委員については、3 番甲斐英教委員、4 番前川ふじ子委員を指名します。よろしくお願ひします。
次に、日程第 2 議案審議に入ります。
議案第 68 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 35、土地の所在地は富高、畑が 1 筆で 102 ㎡、譲受理由、譲渡理由ともに贈与による所有権移転です。
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
受付番号 36、土地の所在地は東郷町山陰、田が 3 筆で 3,481 ㎡、譲受理由は規模拡大、譲渡理由は農業廃止による所有権移転です。同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
受付番号 37、土地の所在地は東郷町坪谷、田が 2 筆で 1,162 ㎡です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望です。交換による所有権移転です。同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
受付番号 38、土地の所在地は平岩、畑が 1 筆で 47 ㎡です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は耕作不便による売買での所有権移転です。同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
受付番号 39、土地の所在地は平岩、畑が 1 筆で 242 ㎡です。譲受理由、譲渡理由ともに交換による所有権移転です。同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
受付番号 40、土地の所在地は財光寺、畑が 1 筆で 991 ㎡です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は資金を必要とするためです。売買での所有権移転です。同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
以上 6 件、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 番号 35 担当の 18 番委員から補足があれば説明をお願いします。

18 番委員 18 番委員です。問題ありません。

議長 次に、番号 36 担当の 23 番委員から補足があれば説明をお願いします。

23 番委員 23 番委員です。問題ありません。

議長 番号 37 担当の 29 番委員から補足があれば説明をお願いします。

29 番委員 29 番委員です。問題ありません。

議長 次に、番号 38、39 担当の 30 番委員から補足があれば説明をお願いします。

30 番委員 30 番委員です。問題ありません。

議長 次に、番号 40 担当の 26 番委員から補足があれば説明をお願いします。

26 番委員 26 番委員です。問題ありません。

記 録

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第68号については許可することに決定します。次に、議案第69号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号11、土地の所在地は東郷町山陰、田が2筆で2,231㎡です。転用目的は養鶏場及び倉庫等、建設地の一部です。申請人は畜産業を営む認定農業者で、事業拡大のため新たに養鶏場を建築したいとのことで申請に及びました。家畜排せつ物は適正処理を行い、生活雑排水等はありません。資金証明等も提出されていることから、一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、立地基準も満たしていると考えられます。以上1件、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 番号11担当の15番委員から補足があれば説明をお願いします。

15番委員 15番委員です。事業拡大については地元の理解も得られており特に問題ありません。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第69号については承認することに決定します。次に、議案第70号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号29、土地の所在地は東郷町山陰、田が1筆で84㎡です。使用貸借による権利設定で、申請人は先ほどの4条許可申請と同じ方で、転用目的は養鶏場の一部です。資力の証明等も提出されているため一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、立地基準も満たしていると考えられます。

以上1件、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 番号29担当の15番委員から補足があれば説明をお願いします。

15番委員 15番委員です。特に問題ありません。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

記 録

- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第70号については承認することに決定します。次に、議案第71号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画についてであります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 受付番号61、土地の所在地は平岩、田が1筆で641㎡です。賃貸借権による耕作者変更で、期間は令和7年2月1日から10年間、賃金は玄米65kgです。
以上1件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 事務局から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。
- 12番委員 12番委員です。賃金が玄米65kgとなっていますが、面積からしてちょっと多すぎるんじゃないかと思いますが、どうですか。
- 事務局 はい。相場よりかは確かに多いですが、お二方で話されてこの反米でいきますとのことだったので、この65kgになっています。

よろしいでしょうか。事務局から説明のありました本案件について、ほかに御質問、御意見はございませんか。それ以外ないようすでお諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第71号については原案のとおり承認することに決定します。
次に、議案第72号非農地証明願いについてであります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 受付番号18、土地の所在地は日知屋、畑が1筆で112㎡です。
申請地は原野となっており、証明内容どおり、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。
以上1件、皆様のご審議をお願いします。
- 議長 番号18担当の16番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 16番委員 16番委員です。今月の3日の日に、申請人の息子さんに同行してもらって現地連れて行ってもらって現地を確認しております。その結果事務局から説明のあったとおりで、農地としては再生不可能というような状態だったので何も問題ないと思います。
- 議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようすでお諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第72号については、証明書を交付することに決定します。ここで休憩します。

議長

再開します。

議案第73号地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）（案）についてを議題とします。担当職員から説明をお願いします。

農業畜産課

農業畜産課の濱地と申します。それでは地域計画について説明いたします。

まず本市での地域計画の初めての農業委員会への意見聴取となりますので、最初に本市での計画の状況についてご説明いたします。

本市におきましては、現在市内を19地区に区分けして、目標地図の素案を作成し、各地区において、担い手となる認定農業者や農業委員の皆様が集まっていたいただき、地域農業の将来の在り方の目標地図の作成に向けた協議を随時行っております。既に協議自体は9地区で終わっております。

協議に必要な目標地図については、農業委員会事務局において、現況地図を元に、農地利用アンケート等を踏まえて目標地図を作成していただいております。目標地図は農地1筆ごとに、10年後の耕作者が書かれた地図となります。なお、この計画につきましては、毎年見直しを行うということになっておりますので、よろしく願いいたします。

よく、人・農地プランとの違いを聞かれますが、人・農地プランについては、中心経営体、担い手に農地を集積していくための将来の方針、これが文章化されたもの、今回の地域計画につきましては、農業を担う者ごとに利用する農地の地図を作成すること、ということでこの部分に違いがあります。よろしく願いいたします。それでは資料をご覧ください。

まず左上の、参考資料第5の2号、地域名庄手・梶木地区をご覧ください。

一番上の□のところの一番下に庄手・梶木地区と書いてあると思います。当地域につきましては先程説明いたしました、人・農地プランのある地区でありまして、担い手としましては農事組合法人が主体となっております。この法人への集積によりまして荒廃農地の発生が抑止されている状況にあります。それでは資料をご覧ください。

1の（1）、地域計画の区域の状況ということで、区域内の農用地については36.6haございます。その下（2）地域農業の現状及び課題のところにつきましては、農事組合法人の構成員が高齢化しておりまして、後継者育成というものが喫緊の課題となっております。

この地域の農業の将来の在り方（3）ですが、主な作物は早期水稻及び普通期水稻の作業の効率化を図りながら農地の有効活用を行うとか、主食用米、加工用米、新規需要米の作付面積を調整し、経営安定を図りたい。3つ目は特別栽培米のPR及び販売強化を図るということで、今後は、水田に関しては、農事組合法人に集約を進めるという予定になっております。

続きまして、仲深地区（深谷集落）の資料をご覧ください。こちらの地区につきましては人・農地プランがある地区となりまして、当地域については、株式会社、こちらがへべすの作付を土地を集約して行っておりまして、令和7年3月で当初予定していたへべすの定植が全て完了ということになります。

資料を見てもらったら分かりますが、1の（1）区域内の農用地の面積は16.05haとなります。（2）の地域農業の現状及び課題ですが、株式会社によるへべすでの参入が進められているということが現状になります。株式会社の農地については荒廃農地が主であったと聞いております。2の農業の将来に在り方に向けたということですが、こちらについても中心的な担い手である株式会社に集積・集約していくということで方針がでているところでございます。

続いて3つ目、福瀬の鶴戸木地区でございます。この地区は人口が非常に少ない地域でありますけれども、面積自体が1の（1）を見てもらうと分かりますが、7.6haございます。この地域につきましては、水稻や飼料作物・養鶏が主な経営となっております。今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面

積よりも、規模縮小又は離農を希望している農業者の耕作面積の方が多くなっているということで、新たな担い手の確保が必要な現状であります。こちらの2番のところですが、中心的な担い手である株式会社のほか、地区外から参入する担い手に対して、農地の集積を進めていくということで、協議結果が書かれているところがございます。地図につきましてはご覧いただきたいと思いますが、繰り返しになりますがこちらについては10年後の耕作者が書かれた地図ということになります。毎年、もちろん更新していくということになりますので、あくまでも協議をした時点での10年後の更新ということになりますので、ご承知おきいただければと思います。以上でございます。

議長 ありがとうございます。事務局及び担当職員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。

事務局 先程説明しました流れを画面に出しております。③というところが本日の総会の中で意見の有無を出すというところになります。

議長 このことについて、何か異議を申したいという方がおられましたら。

2番委員 2番委員です。4番のところですが、地域計画策定のところですが、さっきから名前を見ていると地元の方がほとんど書かれているんですが、これは飛びぬけた話なんですけど、移住者を募るとか、新規就農者を市で補助しながら進めていくとか、そういう地域計画策定とかは、また別のところで考えているのかもしれませんが、そういうことはあるんですか。

農業畜産課 今おっしゃったのはですね、資料の左上に参考様式第5の2号の2ページ目の庄手・梶木を開いてください。2ページ目の4番、地域の農業を担う者の一覧のところの、この名前、移住者等の活用は考えているのかということでしょうか。

2番委員 はい。

農業畜産課 こちらについては、現在10年後の農業を担う者として書かせていただいているんですが、これは現在の考えられている人で記載してあります。今後移住者であったりとか、地域外からの参入者だったりとかは、今後随時募集してこちらの方に入れていくということになります。資料を見ていただくと分かりますが、この庄手・梶木の地図を見てもらってよろしいでしょうか。

例えば真ん中辺りの地図で白抜きがあるところがあると思います。ここは、まだ10年後の耕作者が分からないですよという場所になります。他の地図も同じですが、白抜きのところは10年後の耕作者は分からない、不明、ただ誰かに貸したいという場所になります。そういった所を中心に集約を進めて、いわゆる移住者であるとか、地域計画の参入者にこの場所を集約をしていく、ということは今後考えていく必要があるというふうに考えております。以上です。

議長 ほかにございませんでしょうか。あの、よろしいでしょうか。鶴戸木地区ですが、3名と1法人ですか。年齢とか分かりますか。

農業畜産課 今手元に資料がないのですが、一番若い方は株式会社の方が、60歳にならないくらいだと思います。

議長 あとの人は？

農業畜産課 あとの人は高齢な方でございますが、すみません、今資料が手元にないもので。

議長 10年後は分からないでしょ？

農業畜産課 はい。10年後が分からないということであれば、まずは10年後も作る意思があるということであれば、地権者の名前を入れております。今後次の担い手が決まり次第、その方に見直して名前を変えていくということになります。

議長 ちなみに、宮崎県の就農年齢、多分70歳を超えたんじゃないかと、平均年齢が。そういうことから10年後ということになると80歳で現役でできるのかということがやっぱり問題になってくるかと思っておりますので、皆さんも色んなご意見がありましたら、この際ですから。

農業畜産課 もう2点だけ捕捉させてください。先ほど4番のところでは地域内の農業を担う者一覧というものがあり、名前が書いてありますが、令和7年度から認定農業者等が国庫事業、補助事業だとか使う場合には地域計画のこの欄に名前がないと国の補助事業とかが活用できません。そういったところも国も作成の条件として現在言ってきております。以上です。

議長 ほかにございませんか。

8番委員 今回の地区には関係ないのですが、地域計画の全体の進捗状況はどのくらい進んでいますか。

農業畜産課 はい。市内を19地区に分けておまして、今現在9地区が協議が終わっているところであります。1月に残りの10か所協議を行いまして、先ほどありましたとおり、意見聴取をして縦覧、その後に公表という予定で、3月末には残りの場所も皆さんから意見聴取したいと考えております。

当初は全部19か所終わっていったんにかかる予定だったのですが、随時行うという指示があったので、今回3つだけ意見聴取させていただきました。以上です。

議長 ほかにございませんか。ないようですがどのように取り計らいしますか。賛成だけでいいですか。他に質問もないようですのでお諮りします。地域計画について賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。特段異議がなかったということで申し送りしたいと思います。ここで休憩します。

事務局長 農業畜産課の担当職員は、退室をお願いします。

議長 再開します。以上をもちまして、議案の審議を終了します。続きまして、報告第58号から63号までについて、事務局長から報告をお願いします。

事務局長 最初に、報告第58号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

出についてです。議案書23ページから27ページまでです。

届出件数は7件、土地は田1筆、畑8筆で面2,458.09㎡であります。

転用目的につきましては、住宅建築等であります。

次に、報告第59号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。議案書28ページから30ページまでです。

届出件数は2件、所有権の相続であり、土地は畑7筆で面積は249.22㎡であります。

次に、報告第60号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。議案書32ページから34ページまでです。通知件数は6件、賃貸借権の合意解約であり、土地は田10筆で面積は6,328㎡であります。

次に、報告第61号 農地改良届についてです。議案書35ページから36ページまでです。

届出件数は1件であり、土地は田1筆で面積は505㎡であります。

次に、報告第62号 農地用途変更届についてです。議案書37ページから38ページまでです。

届出件数は1件であり、土地は畑1筆で面積は59.5㎡であります。

以上、報告第58号から報告第62号までについて、既に事務局で届出を受理し、専決処分していることを御報告いたします。

最後に、報告第63号 農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。議案書39ページから41ページまでです。

令和6年10月の定例総会で可決した農地法第5条申請4件について、県知事から許可が下りていることを御報告いたします。以上となります。

議長

事務局長からの報告案件について、御質問、御意見はございませんか。

特にないようですので、報告案件を終了します。

以上を持ちまして、令和6年12月日向市農業委員会定例総会を閉会します。